

11月25日～12月1日 は 犯罪被害者週間です

犯罪被害はある日突然、理不尽に、誰の身にも起こる可能性があります。被害者やその家族は、直接的な被害の上に、被害後の心や体の不調、捜査や裁判での負担、配慮のない言葉などにも苦しめられています。

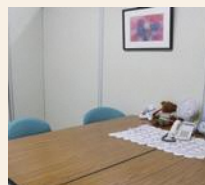
区は、今年4月1日に「中野区犯罪被害者等支援条例」を施行し、総合的な支援策を開始しました。この週間をきっかけに犯罪被害者について理解を深め、犯罪被害に遭っても地域で安心して暮らせる中野を目指しましょう。

犯罪被害者等相談支援窓口／6階
 ☎(3228)5713 FAX(3228)5662
 ✉hanzaihigaishasien@city.tokyo-nakano.lg.jp

一人で悩まずご相談ください

対象 犯罪被害者とその家族
相談日時 平日午前8時30分～午後5時
相談窓口 区役所6階犯罪被害者等相談支援窓口
 ☆電話や電子メール、ファクスでも相談可

必要に応じて個室で話を伺います▶



11/25(水)午後1時～3時 犯罪被害者相談会

会場 区役所1階区民ホール
 ☆当日直接会場へ。中野・野方警察署との共催

11/26(木)～12/1(火) 犯罪被害に関するパネル展

会場 中野駅ガード下ギャラリー「夢通り」東側

4月から始まりました 犯罪被害(死亡・重傷病・性被害)に遭った方への支援



いずれも今年4月1日以降に発生した犯罪被害が対象。要件などについて詳しくは、区HPをご覧ください。犯罪被害者等相談支援窓口へ問い合わせを。

●経済的支援

遺族支援金30万円、遺族子育て支援金(18歳以下の子ども一人につき)30万円、重傷病支援金10万円

●相談支援等の助成

犯罪被害によりカウンセリングや法律相談が必要となった場合の費用を助成

●弁護士費用の助成(上限20万円)

刑事裁判に被害者参加する場合や法テラスの民事法律扶助制度を利用した場合の弁護士費用を助成

●居住支援(上限20万円)

犯罪被害により今までの住居に居住することが困難となった場合のホテルの宿泊代、転居のための費用を助成

●日常生活支援

家事や育児等が困難になった場合にヘルパー派遣や配食サービスを提供

催しの開催状況は事前に確認を

新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントなどの開催が中止や延期になる場合があります。参加を予定している方は、事前に区HPで確認するか、各催しの担当へ電話などで確認を。

催しに参加する際は感染症の予防対策を

催しなどに参加する際は、マスクの着用やせきエチケットに協力を。発熱などの症状がある場合は参加を控えてください。



11月1日現在。()内は前月比

住民基本台帳	世帯数	人口(人)			
		男	女	小計	合計
日本人	195,032※(263減)	159,859(190減)	157,315(132減)	317,174(322減)	334,541(513減)
外国人	12,469(186減)	8,850(104減)	8,517(87減)	17,367(191減)	

※日本人と外国人の混合世帯2,031を含む

次号予告

あなたの命を守るために
 ～家庭でできる 火災予防～



なかの区報二次元コード

区内各家庭の郵便受けなどに配布しています
 情報活用後は、資源として古紙の集団回収へ